

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（189）」
2. 日時：平成29年6月20日 10時00分～11時25分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、大塚安全審査官、  
土野技術参与

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

加藤技術研究調査官、笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室副室長 他10名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（炉心技術）

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、6月19日のヒアリングの提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 原子炉起動中における原子炉格納容器内への入域時間について、整理して説明した資料を提出すること。
  - 原子炉格納容器内の潤滑油使用機器の配置図に機器の名称を追記するとともに、可燃物の存置場所を整理して説明した資料を提出すること。
  - 原子炉格納容器内の油内包機器と堰容量を示した表について、油内包量は機器毎の量を示したうえで、油が漏えいした場合の堰等による拡大防止対策について整理して説明した資料を提出すること。
  - 水素の蓄積防止対策のうち、原子炉圧力容器頂部スプレイ配管のベント配管について、場所、構造等を整理して図とともに説明した資料を提出すること。
  - 原子炉起動中の消火活動について、原子炉起動中の工程及び窒素封入の時期との関係を明確にしたうえで、当該活動の手順、活動時間、火災現場へのアクセスルート等の詳細を整理して説明した資料を提出すること。
  - 火災防護設計方針について、方針の目的、具体的な対応内容及び結論を整理して明確に説明した資料を提出すること。

- 原子炉格納容器内に設置する油内包機器について、窒素が封入されていない期間における当該機器の運用・管理及び消火活動の方針を整理して説明した資料を提出すること。
- 原子炉起動中の火災発生時における窒素封入に係る判断基準、手順等を整理して説明した資料を提出すること。
- 原子炉起動中の原子炉格納容器内の火災時の対応のうち、冷温停止の達成、維持の実現性について、設備の状況、消火活動等を踏まえて整理して説明した資料を提出すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし